

第 13 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水)午前9時29分から9時54分

2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	5番	小山	幸良	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	9番	中畠	一三	10番	中之藪 堅二郎

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第13号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
農用地の利用計画変更

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	日高	美保
農地集積支援員	牛野	学

6. 会議の概要

事務局 本日の総会については、会長の挨拶でもあったようにコロナの感染拡大防止ということから農地利用最適化推進委員については出席をご遠慮くださいということをお願いしております。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第13回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 砂坂浩一郎委員、5番 小山幸良委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第13号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。資料2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権2件を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理権の設定です。公告年月日は令和3年8月31日。期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間で地目は畑が2筆です。それから、令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間で地目は田、筆数3筆です。

4ページをご覧ください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番は、〇〇××番地 A・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、〇〇△△のBが耕作者となる賃借権です。土地の所在は〇〇字△△××番及び同字・同番の××で面積は2筆合計●●m²。各筆の面積についてはお目通し願います。

次のページに図面を添付していますのでお目通しください。作付けの内容は牧草で賃借料は10アール当り〇万円で期間は5年です。

次に整理番号2番はCから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じCへのA to Aです。土地の所在は〇〇字△△××番と同じく枝番の××と××の3筆で面積合計●●m²の使用賃借です。前回第12回の定例総会においてA to Aのメリットについて質問を受けましたが、今回の場合、基盤整備による集積率を上げるためであります。集積率を上げることにより土地の所有者の工事費の手出しを少なくする目的があります。なお、総合農政課に聞いたところ55パーセント以上の集積率で補助事業として成立するようです。また図面は5ページ・6ページに添付してありますので確認をお願いします。

中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい、11番委員。
整理番号2番ですが、集積率を上げるためということで内容的にはよく分かりましたが、〇〇地区のかなりの面積が基盤整備の対象地域となっていると思いますが、今後もこういうのはかなり出てくる可能性があるのかどうかですね。その辺、分かっていたら教えてください。

議長 事務局 はい、事務局。
計画書自体はこちらの方で見ていない部分もあったりするんですが、このやり方については今後も件数はもちろん増えていくものと考えております。所有者・耕作者が同様の場合はこういった形で集積率を上げるという方法を取っていくと見込まれますので今後も続くものということでご理解いただきたいと思います。

議長 11番委員 11番委員、よろしいでしょうか。
自分の所有する田んぼを自分が借りるとというのが果たして集積率向上になるのかどうか、私は考えます。制度的にこれが許されているのであれば活用する方がいいと思うんですけど、それにはどのような判断をされるんですか。

議長 事務局 はい、事務局。
どのような判断、どう解釈したら良いか分からないのですが、その事業を導入する上で55パーセントという中においては、本人から本人においても良いということが条件に盛り込まれているので、そうすることで工事費が集積率によって負担が減ってくるということで総合農政課の方から伺いましたので、それをしないメリットは逆はないのかなと思います。回答になっていないかも知れませんが、一応そういう話です。よろしいですか。

11番委員 要するに本人は集積率が上がらないんですけど、全体としてはそれが集積率向上に繋がるという判断でよろしいですか。

事務局 はい。11番委員のおっしゃるとおりです。本人としては変わらないんですけど、事業として見た場合には集積率ということになっていくということです。

議長 11番委員 11番委員、よろしいですか。
はい。

議長 他に質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のよう

ですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：D、
譲受人：E 外2件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料7ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求
めるもので、所有権の移転が3件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 D。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Eです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

その他〇〇字△△××番、〇〇字△△××番を含み、地積合計●●㎡と
なります。

この件につきましては、8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は11ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、千葉市花見川区〇〇××番××号 F。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Gです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

その他〇〇字△△××番、〇〇字△△××番、××番、××番を含み、
地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、9ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 H。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Iです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

その他〇〇字△△××番を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、10ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27ページから添付しています。

以上3件につきましては、8月10日の現地調査により確認しておりま
す。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、10番委員。

10番委員 DさんとEさんとの関係ですけれども、EさんはDさんの娘と結婚しています。現在〇〇で定年後、同社の契約社員として勤めております。Eさんの奥さん（Dさんの娘さん）は中種子町の〇〇で勤務しているとのことです。

Dさんは数年前から身体を壊して、土地をEさんに貸し出していた訳ですけれども、Eさんが2年後くらいに勤めを辞めたら唐いも栽培等を始めたいということです。現在、Eさんは水稻を20アール栽培しております、土日は奥さんが〇〇市場に野菜を出しているようです。

皆さん、よろしく申し上げます。

議長 整理番号2番、6番委員。

6番委員 はじめにFさんとGさんの関係ですが、Fさんの夫、Jさん、この方は故人となりましたけど、この方とGさんの妻のKさんが兄弟になります。

この度、Fさんの方からGさんの方に農地関係を譲りたいと話があったと伺っております。〇〇の土地ですけれども、従前から現在まではLさんが耕作しております。ということで問題はないものと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 整理番号3番、11番委員。

11番委員 整理番号3番ですが、この件については以前の総会でも何件か同じような案件が出ております。

H所有の農地をそれぞれの現在の所有者に名義整理をするというのを地方自治法で取り組んでおりまして、その一環でございます。現地はハウスでドラセナを栽培した形跡は残っておりますけれども、かなり老朽化しておりまして、ほとんど使い物にならない状況だと判断しました。従いまして今後農地として活用するためにはそれらを整備・整地する必要があるなというふうに感じましたが、今後どのように本人が管理するかというのが1つの懸案事項であるかなと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい、4番委員。

4番委員 2番の理由の中に「名義整理」と書いてありますが、名義整理というのはどういう意味ですか。

議長 はい、事務局。

事務局 名義整理というのは、通常の登記原因にはないんですけれども、本来であれば真正なる登記名義の回復となると思います。正しい所有者に名義を変えますという意味です。以上です。

議 長 4番委員、よろしいでしょうか。

4番委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地の利用計画変更を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料33ページをお開きください。

本来、総合農政課からここで説明をする案件なのですが、これについては農業再生対策係長の方が本日欠席されたので、私の方で説明をいたします。

議案第3号については、農業振興地域整備計画変更に対して意見を求めるものでありまして、33ページの方になりますが、今回の変更は農用地区域への編入の1件についてです。①の申請者については、南種子町で変更しようとする土地は別紙のとおり1筆ということで、1番右の方には申請者並びに申請者の住所になります。

申請者につきましては、南種子町〇〇××番地 Mということで、変更しようとする土地の所在につきましては、〇〇字△△××番の1筆になります。面積は23.38アール、変更後の用途は農用地であります。詳細につきましては34ページからになります。

35ページをご覧くださいますと、計画変更理由書というのを添付しておりまして、これにつきましては変更理由として、「当該地については、農用地区域の周辺部に位置しており、今回、農地売買等事業を活用し、事業計画者(譲受人)へ所有権移転する計画である。」と書かれております。農地売買事業としては、今回Nさんが活用してMさんから後継しようと思っていたんですが、ここが農用地区域でなかったということで、場所についてはNさんの牛小屋の直ぐ下の畑になります。農用地区域に入っていないことから農地売買事業の活用ができないということになってしまったところから総合農政課と協議をしまして、農用地区域にまず編入する作業をしましょうということで、今回の議題に上げました。第3号の中で提出させていただいているという運びになります。ここの作業を経て、農用地区域に入れてから再び農地売買事業が動き出すという計画をしておりますので、こういったところで理解をしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 はい、11番委員。
11番委員 総合農政課が欠席ということですから、説明はいただけないかも知れませんが、現地を私は見ておりませんので、航空写真で確認するしかないんですが、写真を見る限りにおいては周辺が優良農地に隣接してかなり優良農地であるという感じがいたします。ここだけどうして、農用区域に入っていないのか、理由がよく分からないのですが、ただ計画書を見ると台帳は原野になっているんですね。それで現況は畑となっており、原野を開墾して畑にしたのだらうなというのは、ここから推察できるんですが、ただMさんの年齢、離農の時期等考えた時に、開墾したのはかなり以前だなと理解いたします。これまで何度か農用区域の見直しはあったはずなんですが、当該地は漏れていたのかな。総合農政課に確認をとってもよろしいかと思いますが、分かる範囲で説明してください。

議長 はい、事務局。
事務局 当然、総合農政課にその辺りのことは確認したんですが、農用区域ということで色々調べてみますと、この部分だけが農用区域に入っていなかったということで、総合農政課としても何故ここだけが農用区域に入っていないんだらうということで、正直分からないということだったんです。調べようがなく、この周辺は山林等を除けば農用区域になっていまして、ここだけが不自然に残っていたということです。

11番委員のおっしゃるとおり、地目は原野、かなり前からNさんはMさんから借りて牧草を作っていたということですが、詳しい事情については総合農政課も分からないということでした。後もって総合農政課にもう少し聞いてみます。明確な回答になっていませんが、正直分からないということで今のところお答えするしかございません。申し訳ございません。以上です。

議長 11番委員、よろしいでしょうか。

11番委員 はい。

議長 他に質疑はございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定しました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。